



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月15日金曜日 第2284号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	2

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	4
愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....	9
愛媛県看護職員修学資金貸与条例等の一部を改正する条例.....	11
愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	15
愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例.....	16

## 条 例

### ○愛媛県条例第39号

職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年7月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 省略	(この条例の目的及び効力) 第1条 省略 2 この条例は、地方公務員法第25条第4項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 省略	(この条例の目的及び効力) 第1条 省略 2 この条例は、地方公務員法第25条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条に規定する職階制に適合する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県条例第40号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年7月15日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<b>附 則</b> 附則別表	<b>附 則</b> 附則別表																														
<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成23年3月31日まで</td> <td>年1.8パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</td> <td>年1.9パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>年2.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</td> <td>年2.2パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</td> <td>年2.6パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>年2.9パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>年3.4パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>年3.6パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>年3.9パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>年4.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月1日以後</td> <td>年4.1パーセント</td> </tr> </table>	省略		平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	省略	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント	平成32年4月1日以後	年4.1パーセント	<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以後</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		平成21年4月1日以後	省略
省略																															
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	省略																														
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント																														
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント																														
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント																														
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント																														
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント																														
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント																														
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント																														
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント																														
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント																														
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント																														
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント																														
省略																															
平成21年4月1日以後	省略																														

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
 平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車税の減免）</p> <p><b>第46条の2</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当</p>	<p style="text-align: center;">（自動車税の減免）</p> <p><b>第46条の2</b> 省略</p> <p>2 省略</p>

該損傷のために運行の用に供することができなくなつたものに対して課する自動車税（当該自動車を運行の用に供することができなくなつた日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税に限る。）については、当該自動車の修理に要する費用の額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）が当該自動車税の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

（県税の減免申請）

**第80条** 省略

2～4 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 減額を受けようとする自動車税の年度及び税額
- (2) 減額を受けようとする自動車の登録番号及び主たる定置場
- (3) 減額を受けようとする自動車の修理に要する費用の額及び保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額の明細
- (4) 減額を受けようとする理由
- (5) 自動車税を納付済である場合においては、その納付先及び納付年月日

**附 則**

**第7条の4の2** 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

**第7条の4の3** 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

**第22条の7** 前条の規定は、震災特例法

第44条の

別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（県税の減免申請）

**第80条** 省略

2～4 省略

**附 則**

**第7条の4の2** 省略

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

**第22条の7** 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第46条の2に1項を加える改正規定及び第80条に1項を加える改正規定並びに次項の規定 公布の日
  - (2) 附則第7条の4の2の次に1条を加える改正規定及び附則第22条の7の改正規定 平成24年1月1日
- 2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例第46条の2第3項及び第80条第5項の規定は、平成23年度以後の年度分の自動車税について適用する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第14条の2</b> 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が<u>2,000円</u>を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>2,000円</u>を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項 _____ の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)</p> <p>ア~ウ 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち<u>2,000円</u>を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予及びその取消)</p> <p><b>第19条の6</b> 知事は、法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項 _____、第73条の27の5第1項又は第73条の27の6第1項 _____</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第14条の2</b> 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が<u>5,000円</u>を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が<u>5,000円</u>を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) _____ のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)</p> <p>ア~ウ 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち<u>5,000円</u>を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予及びその取消)</p> <p><b>第19条の6</b> 知事は、法第73条の24第1項 _____ 若しくは第2項 _____、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第11項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項若しくは第2項、第73条の27の8第1項又は第73条の27の9第1</p>

\_\_の規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額し、又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項\_\_\_\_、第73条の27の5第1項又は第73条の27の6第1項

\_\_の規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当)

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3項及び第73条の27の5第3項

\_\_\_\_において準用する場合を含む。)又は第73条の27の3第4項(法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項

\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 省略
- (2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第122条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5** 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1)～(5) 省略

項の規定の適用があると認められる不動産取得税については、納税義務者の申告により、これらの規定により減額\_\_又は免除すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をした場合において当該不動産取得税について法第73条の24第1項\_\_\_\_若しくは第2項\_\_\_\_、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第11項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項若しくは第2項、第73条の27の8第1項又は第73条の27の9第1項の規定の適用がないこと、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金の充当)

**第19条の7** 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項(第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項及び第73条の27の

6第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の3第4項(第73条の27の4第2項、第4項、第6項及び第8項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の

9第2項において準用する場合を含む。)の規定により不動産取得税額及びこれに係る県の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る県の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 省略
- (2) \_\_\_\_\_第67条の3第1項若しくは第74条から第76条まで又は法第72条の55第1項から第4項まで\_\_\_\_の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5** 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1)～(5) 省略

( 寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例 )

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び前条の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び前条中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

( 肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例 )

**第8条** 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

( 不動産取得税の徴収猶予等 )

**第21条** 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得並びに同条第3項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の6第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の6第1項又は附則第11条の4第1項若しくは第3項」と、第19条の7中

( 肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例 )

**第8条** 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

( 不動産取得税の徴収猶予等 )

**第21条** 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第3項に規定する土地の取得、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得並びに同条第5項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の9第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の9第1項又は附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項」と、第19条の7中

「第73条の27の5第3項」とあるのは「第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項及び第4項」と読み替えるものとする。

「第73条の27の6第2項」とあるのは「第73条の27の6第2項並びに附則第11条の4第2項、第4項及び第6項」と読み替えるものとする。

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 県民税に関する経過措置 )</p> <p>4 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第13条第6項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>5 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われる新法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第13条第7項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>10 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の12に相当する額とする。</p> <p>13 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条第1項の規定により新法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第3条第9項に規定するところにより計算した金額に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第16条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。)の100分の12に相当する額とする。</p> <p>15 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 県民税に関する経過措置 )</p> <p>4 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第13条第6項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>5 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に行われる新法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第13条第7項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>10 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の12に相当する額とする。</p> <p>13 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第35条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第16条第1項の規定により新法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第18条第1項                  _____に規定するところにより計算した金額に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第16条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 _____)の100分の12に相当する額とする。</p> <p>15 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例</p>

附則第16条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.2」とする。

附則第16条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.2」とする。

**第3条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年愛媛県条例第67号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（県民税に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例 _____</p> <p>第14条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同項第3号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第42号）第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第14条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「同条第3項 _____」とあるのは「同条第3項 _____」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項」と、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（県民税に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同項第3号に掲げる寄附金について適用する。</p> <p>3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての <u>新条例</u> _____</p> <p>_____第14条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3」とあるのは、「、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法 _____第41条の18の2第1項」と _____ する。</p>

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第87条第1項の改正規定及び附則第6項の規定 平成23年8月30日
  - (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第14条の2の改正規定並びに同条例附則第7条の5の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第8条第1項の改正規定（「前条」を「附則第7条の5」に改める部分に限る。）、第3条の規定並びに次項及び附則第5項の規定 平成24年1月1日
  - (3) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第8条第1項の改正規定（「前条」を「附則第7条の5」に改める部分を除く。）及び附則第3項の規定 平成25年1月1日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2、附則第7条の5及び附則第7条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第14条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 新条例附則第8条第1項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- （愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第3条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第3項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- （罰則に関する経過措置）
- 6 附則第1項第1号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第43号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例**

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成23年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用につ</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成23年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用につ</p>

いては、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

いては、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成23年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

(愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例(平成20年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が平成25年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が平成23年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除</p>

く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(申告期限の特例)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第44号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県看護職員修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第6条</b> 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 児童福祉法第7条第6項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第6条</b> 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p>

オ～コ 省略 (2)・(3) 省略	オ～コ 省略 (2)・(3) 省略
----------------------	----------------------

**第2条** 愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第6条</b> 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p><u>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であつて、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する治療を行うことを目的とするもの</u></p> <p>エ 児童福祉法第6条の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>オ～コ 省略 (2)・(3) 省略</p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p><b>第6条</b> 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法第7条第6項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>オ～コ 省略 (2)・(3) 省略</p>

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」と</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」と</p>

いう。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 省略

いう。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 省略

**第4条** 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p>

(愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正)

**第5条** 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の額)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する特定費用の額及び同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する特定費用の額及び同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

(児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例の一部改正)

**第6条** 児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例(平成18年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例	児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例

**第7条** 児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>児童福祉法第62条の4の規定に基づく過料に関する条例 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

（愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

**第8条** 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）<u>同条第2項第1号の規定により</u>算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第9項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）<u>同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）<u>同条第2項</u>の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）<u>同法第29条第3項</u>の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

**第9条** 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する<u>指定入所支援</u>（以下「指定入所支援」という。）<u>同条第2項第1号の規定により</u>算定した費用の額と同条第1項に規定する<u>入所特定費用</u>の額との合計額</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）<u>同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児その他の者の通所</u> 食事の提供に要する費用として規則で定める額</p>	<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する<u>指定施設支援</u>（以下「指定施設支援」という。）<u>同条第2項第1号の規定により</u>算定した費用の額と同条第1項に規定する<u>特定費用</u>の額との合計額</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第9項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）<u>同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>重症心身障害児等</u> の通所 食事の提供に要する費用として規則で定める額</p>

2・3 省略

(使用料及び手数料の納付時期)

第3条 前条第1項の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに納付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の使用料 指定入所支援又は短期入所を受けた日の属する月の翌月の末日

(2)・(3) 省略

2・3 省略

2・3 省略

(使用料及び手数料の納付時期)

第3条 前条第1項の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに納付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の使用料 指定施設支援又は短期入所を受けた日の属する月の翌月の末日

(2)・(3) 省略

2・3 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第3条、第5条、第6条及び第8条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号の政令で定める日

(愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 貸費生であった者の第2条の規定による改正後の愛媛県看護職員修学資金貸与条例第6条第1号に規定する看護職員として業務に従事した期間は、この条例の施行の日前にその者が第2条の規定による改正前の愛媛県看護職員修学資金貸与条例第6条第1号ウに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間を通算する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第45号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市(以下「国等」という。)の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>(5)~(10) 省略</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合するものについては、同項又は前条第1項の許可をするものとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 木竹の伐採</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行なわれ</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市(以下「国等」という。)の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 独立行政法人雇用・能力開発機構</p> <p>(5)~(10) 省略</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合するものについては、同項又は前条第1項の許可をするものとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 木竹の伐採</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行なわれ</p>

る土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。

ア・イ 省略

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第5号ウイの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 省略

(8)～(10) 省略

2 省略

る土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。

ア・イ 省略

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第5号イイの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 省略

(8)～(10) 省略

2 省略

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

愛媛県高等学校等修学支援基金条例（平成21年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒並びに東日本大震災の被災者のうち経済的理由によって修学が困難な幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の生徒等の支援に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒 _____ の支援に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。